

# 業務主任者とは？

液化石油ガス販売事業者が販売所ごとに  
液化石油ガスの販売の保安に関する職務を  
行わせるため、第二種販売主任者免状の交  
付を受けている者であって、液化石油ガスの  
販売の実務経験が6ヵ月以上の者のうちから  
選任すべき者をいう。（KHK:法令用語解説より）

（法19・20 規則22～24）

# 業務主任者の講習サイクル

(規則第23条抜粋)

- 1項 第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に講習を受ける。
- 2項 第1回の受講を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に受講。  
第3回以降も同様とする。
- 3項 前2項が経過又は経過するまでの期間が6月未満の場合は選任の日から6月以内に受講。

# 各販売所で必要な業務主任者の人数

一般消費者等の数	業務主任者の数(人)
1以上1,000未満	1人以上
1,000以上3,000未満	2人以上
3,000以上5,000未満	3人以上
5,000以上	4人+(一般消費者数が2,000を増すごとに1人追加)以上

「一般消費者等の数」とは、供給設備により供給している場合にあつては、ガスメーター1個につき1として算定する。通達(規則関係)第22条関係

(業務主任者の代理者)

第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は経済産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任した時も、同様とする。

## 業務主任者の職務等

- 1.業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を行なう。
- 2.業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。
- 3.液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

経済産業省令で定める職務 → 規則第24条

# 液石法第20条、液石法規則第24条

## 業務主任者の職務

- 1、指定登録事項変更時の届出の監督
- 2、14条書面の作成及び作成指導
- 3、販売の方法が液石法の基準に適合し維持されるように監督
- 4、貯蔵施設が液石法の基準に適合し維持されるように監督
- 5、供給設備が液石法の基準に適合し維持されるように監督
- 6、保安教育の計画立案、実施又はその監督
- 7、保安業務の実施及びその結果の確認
- 8、貯蔵施設又は特定供給設備の監督(変更・検査等)
- 9、充てん設備(民生用バルクローリー)の監督(変更・検査等)
- 10、帳簿の記載及び報告の内容について監督

# 1. 指定登録事項変更時の届出の監督

- 法第3条2項第3号から5号の変更は、遅滞なく変更届がされるよう監督すること。
- 3号 貯蔵施設の位置及び構造の変更
- 4号 保安業務を行う者の変更
- 5号 賠償責任保険の変更

## 遅滞なく変更届がされるためには

- あなたの会社の変更届書の作成及び提出の担当部署はどこでしょう？  
販売所自ら？ 本社保安管理部門？
- 本社保安管理部門が担当するのであれば届出する内容の変更が発生したら連絡しよう。
- 届出が実施されたことを確認しましょう。



## 2、14条書面の作成及び作成指導

### 液石法第14条(書面の交付)



- 液化石油ガスの種類
- 引渡しの方法
- 供給設備及び消費設備の管理の方法
- 消費設備の調査の方法及び周知の方法
- 保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称
- その他経済産業省令で定める事項(規則第13条)

## 液石法規則第13条(書面の記載事項)

- 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 一般消費者の責任に関する事項
- 液化石油ガスの計量の方法
- 質量販売の消費されないものの引取りの方法
- 液化石油ガスの価格の算定方法と算定項目の内容説明
- 供給設備及び消費設備の所有関係
- 設備の設置、変更、修繕、撤去に要する費用負担の方法
- 販売事業者所有の消費設備を一般消費者が利用する場合の費用の額と徴収方法
- 販売契約解除時の配管清算額の計算方法
- 保安機関の名称、住所及び連絡方法

## 14条作成・交付における注意点

- ・当該交付した書面に記載した事項を変更したときには、当該変更した部分についても交付しなければならない。

例)

配送委託先(兼2号点検)を変更した！

6号緊急時対応業務の委託先を変更した！

保安業務委託先の社名が変更になった！

# 3、販売の方法が液石法の基準に適合し維持されるよう監督

## 液石法規則第16条(販売の方法の基準)

### 1) 充てん容器

- ① 外面に腐食、漏えい等の異常がなく、充てん期間を6カ月以上経過していない
- ② 集合装置等に接続する。(8リットルを超える容器)
- ③ 容器交換時にはガスが漏えいしない措置をとる



### 2) 貯蔵施設

- ① 充てん容器と残ガス容器は区別し、必要なもの以外は置かない
- ② 周囲2m以内には火気又は引火性や発火性のものは置かない
- ③ 充てん容器等は40℃以下に保ち、転倒、転落を防止する
- ④ 携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない



### 3) 供給設備・消費設備の所有区分等

- ①当該消費設備の所有区分の明確化
- ②他社供給設備の撤去は解約の申し入れから相当期間を要す
- ③契約解除があった場合は、自社の供給設備は遅滞なく撤去
- ④契約解除の際、販売事業者の消費設備は適正な対価で移転

### 4) 販売・容器交換等

- ①ガス切れが無いように配送し、原則的には体積で販売する
- ②質量販売で消費されないものは、適正な価格で引き取る

### 5) 貯槽等

- ①周囲二メートル以内には、火気、引火性、発火性の物を置かない
- ②修理又は清掃は保安上支障のない状態で行う
- ③沈下状況を測定し適切に措置する(三千キログラム以上に限る)
- ④バルブの操作は過大な力を加えないようにする
- ⑤バルク貯槽は告示で定めるところにより検査を行う
- ⑥バルク容器のカップリング等は告示で定めるところにより検査を行う

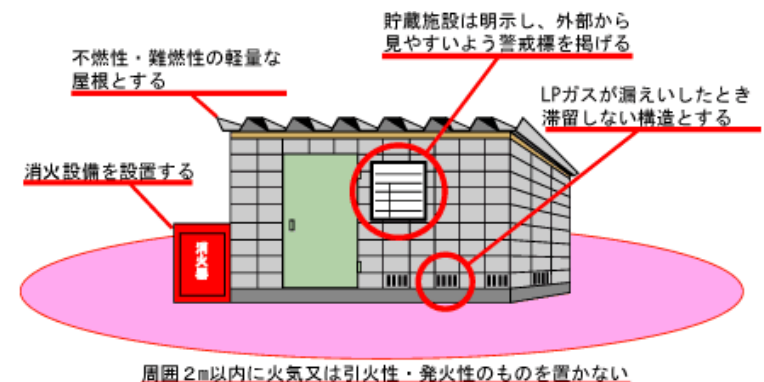
### 6) 供給管若しくは配管又は集合装置を修理

- ①液化石油ガスを遮断する時は、保安上支障のない状態で行う

## 4、貯蔵施設が液石法の基準に適合し維持されるように監督

### 液石法規則第14条（貯蔵施設の技術上の基準）

- 貯蔵施設の明示と警戒標の掲示
- 保安距離の確保（第一種、第二種施設距離）
- 第一種、第二種施設距離内の障壁の設置
- 屋根は不燃性、難燃性で軽量なもの
- 漏えいした時に滞留しない構造
- 消火設備を設けること



## 5、供給設備が液石法の基準に適合し維持されるように監督

液石法規則第18条(供給設備の技術上の基準)

- // 第19条(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)
- // 第21条(特定供給設備)

(貯槽であるものを除き、貯蔵能力が1,000kg未満)

- ・ 充てん容器等には2m以内の火気を遮る措置を講じ、屋外設置
- ・ // 腐食防止措置を講じ常に40°C以下に保つ
- ・ // 転落,転倒等によるバルブ等の損傷を防止する措置を講ずる

(貯槽であるものを除き、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満)

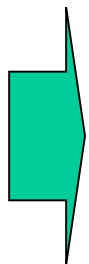


# 6、保安教育の計画立案、実施又はその監督

液石法関係の運用及び解釈について(通達)第18条関係

保安教育は業務主任が計画を立てて実施する。

LPガス販売事業者用保安教育指針  
高圧ガス保安協会



1. 事業責任と保安意識
2. 法規及び規程類の体系
3. LPガスの性質
4. 消費者啓発(保安意識の向上)
5. 設備の設置及び取扱い
6. 各種器具等の取扱い及び操作方法
7. 容器等の取扱い
8. バルク供給
9. 施設・設備等に関する保全技術
10. 協力会社の管理
11. 配送業務の管理
12. 保安機関の管理
13. 異常時及び災害時に対する訓練
14. 事故事例・ヒヤリハット事例の研究
15. 最新の保安技術
16. 書類管理
17. 検査設備等の管理
18. 苦情処理
19. 個人情報管理(\*平成20年追加)
20. その他必要事項
21. 保安教育の理解度確認





## 7、保安業務の実施及びその結果の確認

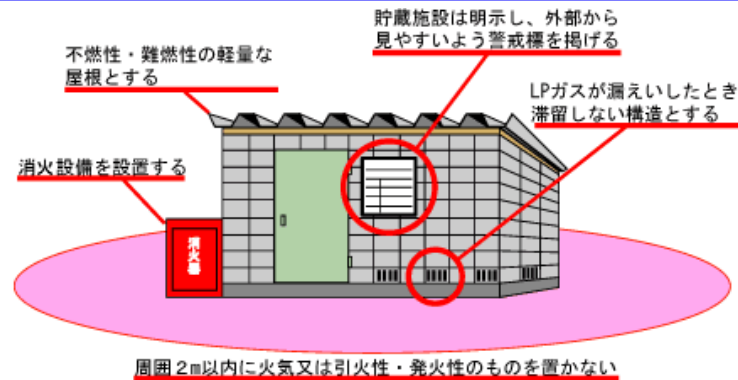
自店（販売所兼保安機関）で実施した結果の確認は、当然ですが・・・



委託先の保安業務の結果の確認も実施しましょう。（未記入や誤記入もチェック）  
……任せっぱなしには、しないこと！

確認した結果から基準不適合が認められた場合は、所要の措置を講ずることまでが業務主任者の職務です。（規則通達第24条）

## 8、貯蔵施設又は特定供給設備の 監督（無許可変更等）



## 9、充てん設備（民生用バルクローリー）の監督（無許可使用等）



# 10、帳簿の記載及び報告の内容 について監督

帳簿の記載内容(液石法規則第131条)

## 1) 液化石油ガス販売事業者が帳簿に記すべき場合

- ① 液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合
- ② 液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合
- ③ 販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者等から引き取った場合
- ④ 法第14条第1項の書面交付を行った場合
- ⑤ 法第29条の認定を受けた保安機関に法第27条第1項の業務を委託した場合
- ⑥ 貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合

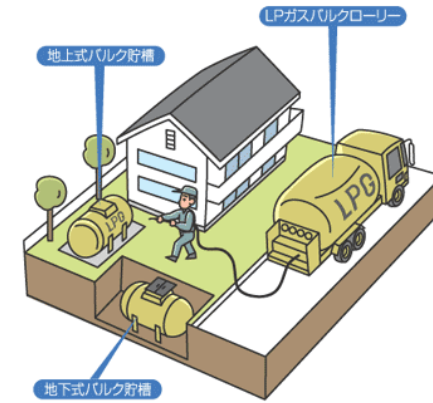
## 2) 保安機関が帳簿に記すべき場合

- ① 供給開始時点検・調査を行った場合
- ② 容器交換時等供給設備点検を行った場合
- ③ 定期供給設備点検を行った場合
- ③の2 法第34条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合(拒否)
- ④ 定期消費設備調査を行った場合
- ④の2 法第34条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合(拒否)
- ⑤ 周知を行った場合
- ⑥ 緊急時対応を行った場合
- ⑦ 緊急時連絡を行った場合



### 3) 充てん事業者が帳簿に記すべき場合

- ① 充てんした場合
- ② 充てん設備の保安検査を受けた場合
- ③ 充てん設備に異常があった場合



# 帳簿に記載する時の主な注意点

記載すべき場合	記載すべき事項
法第14条第1項の書面交付を行った場合 変更の書面交付を行った場合	①一般消費者等の氏名またな名称及び住所 ②書面を交付をした者の氏名(苗字と名前) ③書面交付の年月日 ④書面の内容
点検・調査を行った場合	①一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ②点検・調査を行った者の氏名 ③点検・調査の結果 ④不適合や否の通知をした場合は、その内容 ⑤通知の年月日 ⑥燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦燃焼器の型式及び製造年月 (特定困難時は、不明と記入)
周知を行った場合	①周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ②周知を行ったものの氏名 ③周知の内容 ④周知の年月日

# 法令規則の他の業務主任者の職務

- 自主保安の高度化、事故防止活動の推進者
  - 調整器、ホース類の期限管理の推進
  - CO中毒事故防止への取り組み
  - 未使用ガス栓の誤開放防止対策
  - 災害対策の準備、取り組み

等々

# 業務主任者の使命と権限

- 業務主任者は、**誠実に**その職務を行わなければならない。
- **液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。**

(液石法第20条)



# 販売所・営業所単位での保安確保

販売所・営業所の責任者と**業務主任者**が  
保安確保の取り組みの立役者です。